

「高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="250 371 954 432">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="349 667 853 807">委託業務設計積算編 (県運用事項等)</p> <p data-bbox="479 1106 725 1145"><u>令和5年11月</u></p> <p data-bbox="286 1299 920 1339">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1267 371 1971 432">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="1364 667 1868 807">委託業務設計積算編 (県運用事項等)</p> <p data-bbox="1503 1106 1727 1145"><u>令和4年8月</u></p> <p data-bbox="1301 1299 1935 1339">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

目次 (略)

## 1.地質調査業務に関する運用事項

1-(1)～(7) (略)

1-(8)地下水調査(自記水位計)歩掛使用時の留意事項について

要領5-4-2(参考歩掛) 地下水調査(自記水位計)

(略)

1-(9)メモリーカード式地下水水位計及び簡易揚水試験の歩掛について

要領5-4 地下水調査

・地下水調査において、メモリーカード式地下水水位計を使用する場合には下記の土木部歩掛を使用すること。(計算により通勤補正を行う必要がある。)

メモリーカード式地下水水位計(設置)

令和5年度「地すべり対策事業単価表」(土木部防災砂防課)(参考)

(1.0基当たり)

名称	品質	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
(人件費)							
主任地質調査員			人	0.50			
普通作業員			人	1.00			
(材料費)							
水位観測装置			月	X			内蔵ロム式地下水水位計(リース)
<u>格納箱</u>			基	1.00			
<u>電池</u>			基	<u>1.00</u>			収納箱の5%以内
雑工			%	5.00			
計							

目次 (略)

## 1.地質調査業務に関する運用事項 (略)

1-(1)～(7) (略)

1-(8)地下水調査(自記水位計)歩掛使用時の留意事項について

要領3-4-1 地下水調査(自記水位計)

(略)

1-(9)メモリーカード式地下水水位計及び簡易揚水試験の歩掛について

要領3-4 地下水調査

・地下水調査において、メモリーカード式地下水水位計を使用する場合には下記の土木部歩掛を使用すること。(計算により通勤補正を行う必要がある。)

メモリーカード式地下水水位計(設置)

赤本「G-16」(平成12年度)「設計および測量・調査業務費積算資料」土木部防災砂防課(参考)

(1.0基当たり)

名称	品質	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
(人件費)							
主任地質調査員			人	0.50			
普通作業員			人	1.00			
(材料費)							
水位観測装置			月	X			内蔵ロム式地下水水位計(リース)
<u>収納箱</u>			基	1.00			
<u>(新設)</u>				<u>(新設)</u>			
雑工			%	5.00			収納箱の5%以内
計							

・ 5-4-6簡易揚水試験（観測）における燃料費（軽油）は次式により0.73Lとする。

$$5.7 \times 0.145 = 0.8265 \approx 0.83$$

$$0.83 \times 0.88 = 0.73L$$

発動発電機5kva 機関出力：5.7Kw

発動発電機燃料消費率：0.145

0.11日：0.88時間

(削除)メモリーカード式地下水位計（観測・データ処理）

令和5年度「地すべり対策事業単価表」（土木部防災砂防課）（参考）

（表 略）

注）往復時間、平均移動時間は各現場により差異があるので、人件費は次表を参考にして積算する。

補正方法参考：赤本「G-16」（平成12年度）「設計および測量・調査業務費積算資料」土木部防災砂防課

（略）

1-(10) （略）

1-(11) 雨量データ収集歩掛（県独自歩掛）について

・独自に観測を行わず、気象観測所等のデータを収集して地すべり調査に用いる場合、要領第5部第2章

5-1-1気象観測等 1降水量観測 の歩掛は使用せず、以下の歩掛を用いる。

（略）

・ 3-4-5簡易揚水試験（観測）における燃料費（軽油）は次式により0.87Lとする。

$$6.8 \times 0.145 = 0.986 \approx 0.99$$

$$0.99 \times 0.88 = 0.87L$$

発動発電機5kva 機関出力：6.8Kw

発動発電機燃料消費率：0.145

0.11日：0.88時間

4）メモリーカード式地下水位計（観測・データ処理）

赤本「G-17」（平成12年度）「設計および測量・調査業務費積算資料」土木部防災砂防課

（表 略）

注）往復時間、平均移動時間は各現場により差異があるので、人件費は次表を参考にして積算する。

（新設）

（略）

1-(10) （略）

1-(11) 雨量データ収集歩掛（県独自歩掛）について

・変動量調査と雨量を対比させるために必要なデータであり、データ収集に係る歩掛を以下のとおりとする。

（略）

## 2.測量業務に関する運用事項 (略)

## 3.設計業務に関する運用事項

3-(1)～(4) (略)

(削除)

(削除)

## 2.測量業務に関する運用事項 (略)

## 3.設計業務に関する運用事項

3-(1)～(4) (略)

3-(5) 山腹工設計図作成に係る補正について

要領3-3 山腹工設計歩掛

・「規模及び工種の組合せによる補正」における規模による補正の扱いについては、平成15年7

月1日付け15高森整第445号通知により行い、算出された合計金額に該当面積(単位:ha)

を乗じて面積補正を行うこと。

・溪間工事で本提+前提構造等で工種配置図的なものが必要な場合は、本歩掛を溪間工事と読み替え適用する。但し他の構造図作成により把握できる場合は適用せず、隣接する施設等の関連性から必要がある場合のみ計上する。

・以下「(2) 構造図作成」「(3) 数量計算」も同じ。

参考

治山事業調査等業務標準歩掛の県運用事項の改正について

(平成15年7月1日付け15高森整第445号通知)

(略)

3- (5) 治山事業の測量・設計業務における計上区分について

種別		新規	継続	計上単位	備考		
測量業務	7-2 溪間工事測量	(1) 踏査選点	◎	◎	1 km		
		(2) 中心線測量	1 中心線測量	◎	◎	1 km	
			2 簡易中心線測量	×	×	1 km	
			3 中心線縦断測量	×	×	1 km	
		(3) 縦断測量	1 縦断測量	◎	◎	1 km	
			2 簡易縦断測量	×	×	1 km	
	(4) 横断測量	1 横断測量	◎	◎	延長 1 km	護岸工、流路工の場合	
		2 簡易横断測量	×	×	延長 1 km		
	(5) 構造物計画位置横断測量	◎	◎	1 横断	治山ダム工の場合		
	(6) 平面図作成	◎	×	1 件			
	7-3 山腹工事測量	(1) 踏査選点	◎	◎	1 ha		
		(2) 山腹平面測量	1 山腹平面測量	◎	◎	1 ha	
			2 簡易山腹平面測量	×	×	1 ha	
		(3) 山腹縦断測量	1 山腹縦断測量	◎	◎	1 0 0 m	
2 簡易山腹縦断測量			×	×	1 0 0 m		
(4) 山腹横断測量		1 山腹横断測量	◎	◎	1 横断		
	2 簡易山腹横断測量	×	×	1 横断			
(5) 平面図作成	◎	×	1 件				
1-1 打合せ協議		◎	◎	1 件			
設計業務	2 溪間工設計	2-1-1 治山ダム予備設計	×	×	1 件	※適用しない	
		2-2-1, 2-2-2 治山ダム実施設計	◎	◎	1 件	※県運用事項3-(2)参照	
		2-4-1 流路工実施設計	×	×	1 件	※適用しない	
		県運用3-(3) 護岸工	ア. 設計計画	×	×	1 件	※県独自歩掛
			イ. 安定計算	○	○	1 件	※県独自歩掛
			ウ. 構造図	◎	◎	1 0 0 m	※県独自歩掛
	エ. 数量計算		◎	◎	1 基	※県独自歩掛	
	県運用3-(4) 流路工(帯工)	ア. 構造図	◎	◎	1 0 0 m	※県独自歩掛	
	3-3 山腹工設計	1 設計計画	×	×	1 件	※県運用事項3-(2)に準ずる	
		2 現地調査	×	×	1 件		
3 基本事項の決定		×	×	1 件			
4 設計計算		ア. 施設設計			1 件		
		イ. 安定計算	◎	◎	1 件	(削除)	
5 設計図作成		ア. 平面図等(工種配置図等)	◎	◎	1 件	(削除)	
	イ. 構造図			1 件	(削除)		
6 設計説明書等	ウ. 数量計算	◎	◎	1 件	(削除)		
	ア. 照査	×	×	1 件			
イ. 報告書作成	◎	◎	1 件				
1-1 打合せ協議		×	×	1 件			

注)  
 1. ◎：通常の場合、基本的に計上する。  
 2. ○：現地の状況、必要に応じて計上する。  
 3. ×：計上しない。  
 4. 数量は計上単位ごとに小数第3位四捨五入2位止めとする。  
 5. 山腹平面測量は、縦横断測量で把握できる場合(小規模な~~実掘工~~、落石対策工のみの場合等)は計上しない。  
 6. 縦横断測量は、新規、継続とも、設計に必要な延長分を計上する。  
 (削除)  
 7. 山腹工、溪間工が混在する設計の場合(削除)、(削除)設計説明書作成は山腹工としてのみ1件計上する。  
 8. 治山ダム、流路工が混在する設計の場合(削除)、設計説明書作成は治山ダムとしてのみ1件計上する。  
 9. 山腹水路工については、通常、他の山腹工事と一体で設置する場合(山腹工として一括できるもの)は山腹工として計上する。  
 (削除)  
 10. -：想定しない。

3- (6) ~ (11) (略)

3- (6) 治山事業の測量・設計業務における計上区分について

種別		新規	継続	計上単位	備考		
測量業務	7-2 溪間工事測量	(1) 踏査選点	◎	◎	1 km		
		(2) 中心線測量	1 中心線測量	◎	◎	1 km	
			2 簡易中心線測量	×	×	1 km	
			3 中心線縦断測量	×	×	1 km	
		(3) 縦断測量	1 縦断測量	◎	◎	1 km	
			2 簡易縦断測量	×	×	1 km	
	(4) 横断測量	1 横断測量	◎	◎	延長 1 km	護岸工、流路工の場合	
		2 簡易横断測量	×	×	延長 1 km		
	(5) 構造物計画位置横断測量	◎	◎	1 横断	治山ダム工の場合		
	(6) 平面図作成	◎	×	1 件			
	7-3 山腹工事測量	(1) 踏査選点	◎	◎	1 ha		
		(2) 山腹平面測量	1 山腹平面測量	◎	◎	1 ha	
			2 簡易山腹平面測量	×	×	1 ha	
		(3) 山腹縦断測量	1 山腹縦断測量	◎	◎	1 0 0 m	
2 簡易山腹縦断測量			×	×	1 0 0 m		
(4) 山腹横断測量		1 山腹横断測量	◎	◎	1 横断		
	2 簡易山腹横断測量	×	×	1 横断			
(5) 平面図作成	◎	×	1 件				
1-1 打合せ協議		◎	◎	1 件			
設計業務	2 溪間工設計	2-1-1 治山ダム予備設計	×	×	1 件	※適用しない	
		2-2-1, 2-2-2 治山ダム実施設計	◎	◎	1 件	※県運用事項3-(2)参照	
		2-4-1 流路工実施設計	×	×	1 件	※適用しない	
		県運用3-(3) 護岸工	ア. 設計計画	×	×	1 件	※県独自歩掛
			イ. 安定計算	○	○	1 件	※県独自歩掛
			ウ. 構造図	◎	◎	1 0 0 m	※県独自歩掛
	エ. 数量計算		◎	◎	1 基	※県独自歩掛	
	県運用3-(4) 流路工(帯工)	ア. 構造図	◎	◎	1 0 0 m	※県独自歩掛	
	3-3 山腹工設計	1 設計計画	×	×	1 件	※県運用事項3-(2)に準ずる	
		2 現地調査	×	×	1 件		
3 基本事項の決定		×	×	1 件			
4 設計計算		ア. 施設設計	×	×	1 件		
		イ. 安定計算	◎	◎	1 件		
5 設計図作成		ア. 平面図等(工種配置図等)	◎	◎	※1 ha	※面積補正の県運用有り	
	イ. 構造図	◎	◎	※1 ha	※面積補正の県運用有り		
6 設計説明書等	ウ. 数量計算	◎	◎	※1 ha	※面積補正の県運用有り		
	ア. 照査	×	×	1 件			
イ. 報告書作成	◎	◎	1 件				
1-1 打合せ協議		×	×	1 件			

注)  
 1. ◎：通常の場合、基本的に計上する。  
 2. ○：現地の状況、必要に応じて計上する。  
 3. ×：計上しない。  
 4. 数量は計上単位ごとに小数第3位四捨五入2位止めとする。  
 5. 山腹平面測量は、縦横断測量で把握できる場合(小規模な~~出版工~~、落石対策工のみの場合等)は計上しない。  
 6. 縦横断測量は、新規の場合は必要延長分計上し、継続の場合は該当位置の前後計画、既設間とする。  
ただし、地形の変化等が必要が生じた場合はこの限りでない。  
 7. 山腹、溪間が面方ある場合は、平面図作成は山腹で1件計上、設計説明書作成は溪間で1件計上する。  
 8. 治山ダム、流路工面方ある場合は、設計説明書作成は治山ダムの設計説明書のみ計上する。  
 9. 山腹水路工については、通常、他の山腹工事と一体で設置する場合(山腹工として一括できるもの)は山腹工として計上する。  
山腹工でも、渓流整備のみを目的として設置する場合(他の山腹工がない等)は溪間工を代用し、計上する。  
 (新設)

3- (7) ~ (12) (略)

3- (12) 紙媒体の図面から電子図面を作成する場合の歩掛軽減について

要領5-2-4 林道設計（実施設計）及び要領5-3-2 実施設計

・紙媒体の図面から電子図面を作成する場合、要領1-5適用に当たっての留意事項-1 (削除) を適用し、実施設計歩掛を20%以内の範囲内で軽減すること。(参考：軽減率について、要領第5部第3章 2-3-11標準歩掛かりの補正 2資料の提供による補正係数)

3- (13) ~ (14) (略)

#### 4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)

3- (13) 紙媒体の図面から電子図面を作成する場合の歩掛軽減について

要領5-2-4 林道設計（実施設計）及び要領5-3-2 実施設計

・紙媒体の図面から電子図面を作成する場合、要領1-5適用に当たっての留意事項-1 及び、要領2-3-11-2標準歩掛の補正2を適用し、実施設計歩掛を20%以内の範囲内で軽減すること。(新設)

3- (14) ~ (15) (略)

#### 4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)

## 5. その他運用事項・例規等

### 5- (1) ~ 5- (2) (略)

### 5- (3) 「林道工事調査等業務標準歩掛」

一車線林道測量 (改築事業) (略)

一車線林道設計 (改築事業) (略)

#### ○改築A (幅員拡張)

(1) 線形計画・現地調査・線形決定 1 km当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 普通作業員	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
線形計画	人						0.00		計上しない	
踏査	人		0.25	0.4	0.4	0.35	0.45	1.85	1.85	
線形決定	人		0.38	0.46	0.76	0.68	0.68	2.96	2.40	
計	人		0.63	0.86	1.16	1.03	1.13	4.81	2.40	
計	人								7.21	

対新設比率	
0%	
100%	
100%	

備考) 本歩掛は、対象地の平均斜面勾配によって補正するものとし、算定式及び補正値は次のとおりとする。

積算歩掛 = 歩掛 × (1 + 補正値)

斜面勾配による補正

斜面勾配	30度未満	30~40度	40度以上
補正値	-0.2	0	0.2

(2) 実施設計 1 km当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 製図工	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
平面・縦断設計	人		0.32	0.74	1.24	1.12	1.12	4.54	1.00	5.54
横断設計	人			0.44	0.74	1.62	1.12	3.92	1.50	5.42
構造物設計	人			0.44	0.74	1.62	1.12	3.92	1.50	5.42
土工数量計算	人			0.40	0.70	1.10	1.10	3.30		3.30
構造物数量計算	人			0.40	0.70	1.10	1.10	3.30		3.30
計	人	0.00	0.32	2.42	4.12	6.56	5.56	18.98	4.00	22.98

対新設比率	
100%	
100%	
100%	
100%	
100%	
100%	
100%	
100%	

備考) 構造物設計・構造物数量計算の補正は、一車線林道設計 (改築事業) 改築A (幅員拡張) の(1)の備考)に同じ。

(3) 打合せ協議 1業務当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 普通作業員	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
打合せ協議	人		1.50	1.50	1.50			4.50		4.50

対新設比率	
100%	

備考) 打合せ協議は、4回を標準とする。

(4) 照査 1 km当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 製図工	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
照査	人		0.51	0.92	1.32			2.75		2.75

対新設比率	
100%	

(5) 成果品 (設計説明書作成) 1 km当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 普通作業員	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
設計説明書作成	人			1.40	1.90	1.70		5.00		5.00

対新設比率	
100%	

○改築B (舗装) (略)

○改築C (既設林道の舗装、改良を一体として行う事業で改良の占める割合が50%以上あるもの)

(略)

○適用にあたっての留意事項 (略)

## 5. その他運用事項・例規等

### 5- (1) ~ 5- (2) (略)

### 5- (3) 「林道工事調査等業務標準歩掛」

一車線林道測量 (改築事業) (略)

一車線林道設計 (改築事業) (略)

#### ○改築A (幅員拡張)

(1) 線形計画・現地調査・線形決定 1 km当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 普通作業員	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
線形計画	人						0.00		計上しない	
踏査	人		0.25	0.4	0.4	0.35	0.45	1.85	1.85	
線形決定	人		0.38	0.46	0.76	0.68	0.68	2.96	2.40	
計	人		0.63	0.86	1.16	1.03	1.13	4.81	2.40	
計	人								7.21	

対新設比率	
0%	
100%	
100%	

備考) 本歩掛は、対象地の平均斜面勾配によって補正するものとし、算定式及び補正値は次のとおりとする。

積算歩掛 = 歩掛 × (1 + 補正値)

斜面勾配による補正

斜面勾配	30度未満	30~40度	40度以上
補正値	-0.2	0	0.2

(2) 実施設計 1 km当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 製図工	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
平面・縦断設計	人		0.32	0.74	1.24	1.12	1.12	4.54	1.00	5.54
横断設計	人			0.44	0.74	1.62	1.12	3.92	1.50	5.42
構造物設計	人			0.44	0.74	1.62	1.12	3.92	1.50	5.42
土工数量計算	人			0.40	0.70	1.10	1.10	3.30		3.30
構造物数量計算	人			0.40	0.70	1.10	1.10	3.30		3.30
計	人	0.00	0.32	2.42	4.12	6.56	5.56	18.98	4.00	22.98

対新設比率	
100%	
100%	
100%	
100%	
100%	
100%	
100%	
100%	

備考) 構造物設計・構造物数量計算の補正は、一車線林道設計 (改築事業) 改築A (幅員拡張) の(1)の備考)に同じ。

(3) 打合せ協議 1業務当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 普通作業員	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
打合せ協議	人		1.50	1.50	1.50			4.50		4.50

対新設比率	
100%	

備考) 打合せ協議は、3回を標準とする。

(4) 照査 1 km当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 製図工	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
照査	人		0.51	0.92	1.32			2.75		2.75

対新設比率	
100%	

(5) 成果品 (設計説明書作成) 1 km当たり

区分・名称	単位	直接人件費						計	労務費 普通作業員	合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
設計説明書作成	人			1.40	1.90	1.70		5.00		5.00

対新設比率	
100%	

○改築B (舗装) (略)

○改築C (既設林道の舗装、改良を一体として行う事業で改良の占める割合が50%以上あるもの)

(略)

○適用にあたっての留意事項 (略)

5- (4) ~ 5- (12) (略)

5- (13) 電子成果品作成費の計上区分及び施工管理費 (調査業務) について

(略)

・施工管理費 (調査業務) は、新規・継続業務に関わらず直接調査費に施工管理費率を乗じて計上すること。

5- (14) (略)

5- (15) 諸雑費及び端数処理について

・設計書における諸雑費及び端数処理については、高知県土木部の設計業務等標準積算基準書に準じて取扱うこととする。

5- (4) ~ 5- (12) (略)

5- (13) 電子成果品作成費の計上区分について

(略)

(新設)

5- (14) (略)

5- (15) (新設)